

(別紙3)

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 発注者または受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者または受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分契約金額（契約金額から当該請求時の既履行部分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後未履行分契約金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分契約金額に相当する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前未履行分契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 スライド額は、請求のあった日を基準とし、賃金の変動率に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日または受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。